令和2年11月30日 資料 No.3 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

健康推進課

議案第98号

港区小児慢性特定疾病審査会条例について

区は、児童相談所を設置する市(区)に政令指定され、令和3年4月1日に児童相 談所設置市になります。

児童相談所設置市として、新たに小児慢性特定疾病医療費の支給申請に対して、医療費支給認定をしないことに関し審査を行うため、港区小児慢性特定疾病審査会条例を制定します。

1 小児慢性特定疾病審査会の法的位置づけ

港区小児慢性特定疾病審査会は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の4第1項の規定に基づく、区長の付属機関として設置するものです。

2 小児慢性特定疾病審査会の役割・権限

審査会は、児童福祉法第19条の3第1項の規定による申請に対して、審査を行い、 区長に意見を述べるものとします。

3 小児慢性特定疾病審査会の委員構成

港区小児慢性特定疾病審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者から選任し、委員構成は6人以内とします。なお、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができます。

4 今後のスケジュール

令和3年4月 港区小児慢性特定疾病審査会設置